

❀マイナンバーカードの特急発行が出来るようになりました❀

特急発行とは？

現在、申請から交付まで1か月程度の期間を要しています。

特に速やかな交付が必要となる方を対象に、1週間を目処に交付する制度のことです。

対象者	申請できる期間
・乳児（1歳未満） 令和6年12月2日以降、1歳未満のマイナンバーカードは顔写真が省略されます。	1歳になるまで（出生届と併せて申請可能です）
・国外からの転入者	転入届を提出した日から30日以内
・カードを紛失した方	紛失届を提出した日から30日以内
・届出によって住民票に記載された 中長期在留者等	届出をした日から30日以内
・マイナンバーや住民票コードの 変更によりカードを失効した方	変更の請求をした日から30日以内または 職権によるマイナンバーの変更により、カードの返納を求める 旨の通知が届いた日から30日以内
・焼失・損傷・磁気不良など カードの機能が失われた方	焼失・損傷した日から30日以内 マイナンバーカードの機能が損なわれた日から30日以内
・マイナンバーカードの追記欄満欄の方	追記欄満欄を理由に手続きできなかった日から30日以内
・転入や出生以外の理由（無戸籍等） 新たに住民票に記載された方	本人確認書類を入手した日から30日以内
・刑事施設等に収容されていた方	本人確認書類を入手した日から30日以内

特急発行をご利用可能な方

・上記の対象に該当する方で、様似町に住民登録がある方。

【本人申請のみ】 代理人による手続きはできません。

※15歳未満の方は、本人と親権者（父または母）が必ず一緒にお越しくください。

申請に必要なもの

・本人確認書類

顔写真があるものは1点（運転免許証・パスポート・在留カード・身体障害者手帳など）

顔写真が無いものは2点（健康保険証・資格確認証・介護保険被保険者証・年金手帳・預金通帳など）

なお、カード申請時に窓口で撮影可能です。（写真の持込も可能です）

申請方法

申請を希望される方は、税務町民課 戸籍係窓口へお越しくください。（電話での申請不可。）

特急発行の手数料

紛失・自己責任によるカードの破損などの事情で特急発行を行う場合、手数料2,000円をいただきます。
手数料は申請時に徴収し、その後カードが発見された場合も返金することはできません。

なお、特急発行ではなく通常の再申請の場合、手数料1,000円です。

その他の事情の場合は手数料のお支払いは不要です。